

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和元年9月4日

○出席委員（13名）

委員長 戸上 健
委員 南川 則之
委員 瀬崎 伸一
委員 奥村 敦
委員 中世古 泉
委員 坂倉 広子
委員 世古 安秀

議長 木下 順一

副委員長 山本 哲也
委員 濱口 正久
委員 片岡 直博
委員 河村 孝
委員 浜口 一利
委員 坂倉 紀男

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水 敏也

書記 中山 真緒

(午後 4時36分 開会)

○戸上 健委員長 皆様、お疲れさまです。

ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日も協議いただく案件は事項書のとおりです。

それでは、副議長の一般質問の議事進行についてを議題としたいと思います。

事務局から報告をお願いします。

事務局、どうぞ。

○中山書記 長い会議お疲れさまでございます。

前回、小委員会のほうでちょっと集まっていたときに、まず、取り急ぎ一般質問についてをちょっと先に大きい委員会でやりたいということでお話しがありましたので、それについてちょっと報告させていただきます。

テーマとして上げられたときに出た意見として、会議規則第10条第1項の中で開議、散会、延会、中止、または休憩は議長が宣告するとなっているが、これを議長がいる状態で副議長が宣告を行うことに問題はないのかということでご意見が上がっていたかと思います。

ちょっと調べさせていただきましたところ、基本的には、本会議の議事進行は議長が行うということが原則であるということと、あと、それがあるので、実際に副議長が一般質問をされているところにちょっと問い合わせをさせていただいたんですが、議長、副議長が一般質問の議事進行を行う際は、議長は議場から出ていただいて、議長が欠けたという状態をつくっているということで、その議長のかわりとして副議長が進行しているというような形をとっているようです。

資料につけさせていただいておりますけれども、地方自治法第106条の第1項の中に、普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、または議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うというふうにありますので、その法律を使って運用を行っているということのようですので、こちらを踏まえて、皆さんで協議いただければと思います。

以上です。

○戸上 健委員長 報告は終わりました。

この件について、ご質問やご意見はございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 これ、実際にやっているところというのは、県内では三重県議会がやっているということでのそういう事例を聞いたということか。ほかに三重県内でそういうことをやっているところというのは、市町ではありますか。

○戸上 健委員長 事務局。

○中山書記 申しわけありません。ちょっと県内ではわからなかったのですが、県外、近いところで、愛知県の一宮市議会さんに聞かせていただいております。

○戸上 健委員長 世古委員、よろしいか。

○世古安秀委員 はい。

○戸上 健委員長 他にございませんか。

ご質問、ご意見ございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 すみません。タイミングがずれました。

今回、副議長の役を担う方に議長の役を、早くからその役を担っていただきたいという、要はいわゆる人材の育成を初期の段階からしていきたいというような感じの趣旨でやられようとしているのが、この一般質問の日程の場合には副議長が議長の役割を担うというふうに私は認識しとるんですけども、規定上いきますと、議長が議場にいけないという点について、ちょっと気になるなというのがあるんです。欠けたときという言い方をされていることを適用しなくてはいけないというのが。

質問というわけでもないんですけども、もちろんいわゆる機会を与えてあげたいと、若手にも機会を与えてあげたいというこの鳥羽市議会の意思というのは非常に尊重されるべきかなとは思うんですけども、議長が欠けたときという規定を要はとって、その状態であるというような状態にして、わざわざせないかんことかなというのは非常に感じるんです。いわゆる議長の権限で、議長の裁量の範囲で、私が今からやるべきことを副議長に任を与えますという宣告を与えてやるとか、そういう方向がとれるのであればぜひやっていただきたいと思うんですけども、何か緊急避難的なやり方で、議長に1度退席していただかなあかんとか、そんな方向性でやるぐらいならやらなくてもいいかなというのが私の意見です。すみません。

○戸上 健委員長 他にございませんか。

坂倉紀男委員。

○坂倉紀男委員 これは、中山さん、申し合わせ事項には入っていますか。

○戸上 健委員長 事務局。

○中山書記 これは鳥羽市議会の会議規則になります。

○戸上 健委員長 坂倉紀男委員。

○坂倉紀男委員 何のためにこういうことをやるか、私も十分には理解しにくいんですけども、1期ずつ原則的には副議長が変わっていくわけですよ。変わっていくというか、表決で決めるわけですけども、それが要するになぜ、さっき一番冒頭におっしゃったように、議長にどうしても要するに登壇できないような理由があった場合、出張とか、あるいは船が出なかったとか、そういったような形ができたときには副議長がその代役をするというのが大原則ですわな。だから、余り賛成できるような方法ではないように私は思いますけれどもね。

○戸上 健委員長 河村委員。

○河村 孝委員 とりあえず、ここに上げる前に小委員会で出たもともとの意見を説明したほうがいいのかと思うんで、説明させてもらおうと、もともとこういう意見が出たのは、もし議長に何かあった場合に、ここに書かれているように地方自治法第106条第1項のこの文言、議長の職務を副議長がかわらなければならないわけですよ。じゃ、裏を返せば、じゃ、何もそれを経験していないで、ぽっと副議長がかわらないかんとなっ

たときに、それがまともに見えるのかというところの議論が根底にあつて、それじゃ、三重県議会もやっていることなので、その辺をちょっと勉強して、もし一般質問のところであれば、そういう経験も積んでしてもらおうことが議会としての幅を広げることではないかというような議論から、小委員会でそういう意見が出たと思います。その最終的な判断はこの大委員会で決めていただければいいと思うんですけども、一応、経過だけ、そういう感じでの話だったと。

きょう、この出てきた話が、先ほど瀬崎委員から指摘があつたように、議長が欠けたときということで、本会議場をわざわざ退室しなきゃならないというような大げさな話になってしまうのであれば、またちょっとそこは考えるべきなのかなというふうに、私も個人的には、もっと簡単に議長が副議長を指名して、経験を積んでおくようにというような形で、すぐにかわるものであれば私も賛成なんですけれども、余り仰々しくなってもいかなのかなというふうには思います。

以上です。

○戸上 健委員長 河村委員。

○河村 孝委員 大体、小委員会のメンバーは、みんなある程度の認識は統一できていると思うんで、この場では、小委員会以外の皆さんの意見をお伺いしたいなというふうに思いますけれども。

○戸上 健委員長 小委員会では大分突っ込んで、これ議論しましたもので、そして提案をしたんですけども、事務局で調べてもらった結果、ああいう議長が欠けるということになって、議場から退席してもらわらんことになるらしいということですので、果たしてそれでいいのかというふうになるわけなんです。そこまでは小委員会では議論していませんもので、皆さんで練っていただきたいと思います。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 今、委員長が言われたように、小委員会ではそこまで話は進んでいないということなんですけれども、この今の事務局の提案ですと、会議規則で縛ってしまうと到底できないような、結果的にそんな感じになってしまうわけなんですけれども、この副議長を2日目の一般質問には登壇してもらおうという案は、議会改革の中で、副議長としての権能も高めていただいて、鳥羽市の議会改革の中ではこんなことをやっていますというような発想の中から出てきたことなんで、会議規則で縛ってしまうと到底できないと思うんですけども、そのあたりで、議会改革をというような形の中で見て、いい方法を見つけていただいて、私はこれはやってほしいなという意見でずっと通しているんですけども、なかなかほんならこんな方法がいいんじゃないかというのは、ここでちょっと提案ようしやんというか、まだそこまで提案するものを持っていないので言えないんですけども、会議規則で縛るとなってくると、これ何もできなくなってしまうと思うので。

○戸上 健委員長 山本委員。

○山本哲也委員 これ、事務局が調べてくれた結果、よそはそういうわざわざ退室させてやっということ、僕もそこまでしてというのが正直あるかなというふうに思ってますね。

ただ、この事務局つけてくれています地方議会事務提要よりというところの一番上のところ、議長が出席しているのに副議長がその職務を行うことの可否についての一文があるんですけども、これ僕もちょっとどう理解していいかわからないんですけども、一般的には設問のような運営は法の予想するところでもないと思解するというのは、これはどういうふうに我々は捉えたらいいんでしょうか。そもそもこういうことも想定し

ていないもので、その答えがないということなのかな。事務局、その辺ちょっと。

○戸上 健委員長 事務局、どうぞ。

○中山書記 答えがないというのものもあるかと思うんですが、予想するところではないものということで、議長がするものが原則なので、それをとというのはちょっと予想しておりませんというところだと思います。

○山本哲也委員 予想していない。その辺が、さっきから言うところ縛らんでいいようなところに何かヒントがあったりするようなところにもなるのかなとは思いますが、ここの辺の解釈の仕方とか、何かその辺なのかなというふうに思うんで。この提案、そもそも上げてもらう2日目とかという縛りもそうですし、何かもうちょっと引き続き検討しながらやれる方法を探してもいいのかなと思いましたけれども。急いで答えを出すことはないかなと。

○南川則之委員 議員の立場というか、いつも執行部に対してもいろいろ言うところ、規則を守れとか、要項を守って遵守せよと言うとる中で、議員が、先ほど言うたような柔軟なことはええんやけれども、やっぱり法にもあるように、法を遵守しなさいというところをやっているかにかんのに、ある意味、議会というのは、やっぱり議長はきちっと選挙で定めてなった人ですので、柔軟というところはいかんと思うんですけどもね、そこは。

○戸上 健委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 いわゆる規則の問題であるということは、その上位にあるのは条例かなと思うんですけども、我々の議会の基本になるものはやはり基本条例であり、規則にはこう規定されているけれども、その例外を認められるのは、基本条例にうたうことなると違うかなと思うんですけども。もしよければ、この件に関しては、基本条例の中に上手に文言を入れて、規則にはこう規定されているけれども、いわゆる人材を育成するためにもこういうふうにしていくアプローチをかけていくのが鳥羽市議会であるという規定を1個追加されたらいいかなと思うんです。会議規則を変更するほうが簡単だと思うんですけども、恐らくいわゆる議会改革の一環としてやっていこうよという流れであれば、そちらのほうが何となくいいのかなと。規則をケースバイケースで小さく小さく触っていくよりも、大義が立つと違うかなと、私、今お話を聞いていて思ったんですけども、いかがですかね。

○戸上 健委員長 事務局、県議会の例ですけども、副議長と交代した場合、議長は議場から退室するんですか。

事務局。

○中山書記 ちょっとタイミングが合わなくて、県議会さんには電話では聞けなかったんですが、ユーチューブで確認したところ、一応、議長は退室されているようでした。

○戸上 健委員長 退席しているか。

○中山書記 はい。

○戸上 健委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 ちょっともうちょっとよく調べられて話し合いを進めたほうがいいような気がするんです。それで、今、見せていただいて、一番最後のところの文言が非常にちょっと僕なりに気になって、議事日程に掲載した議案の審議が全て終了していないのに議長が議場を出てしまった場合の、どのような対応をすればよい

のかのところで、みずからとるべき職務を故意に放棄したものと認められるためと出てくるので、これはどうなのかなというのがすごく気になる場所であって、それを三重県議会さんはどういうふうにしているのかなとかがすごく気になるもので、もうちょっと審議をしたほうがいいんじゃないかなというふうには思います。

○戸上 健委員長 国会でもそうですけれども。

坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 議会の中で議長選出があって、この2年間をやり遂げるという規定があると思うんですけれども、議長職、あるいは副議長職、その中で、やっぱり市民の方から理解を求めるとき、今、不測の事態が起きたときの議長がかわるというようにしか、市民の方は理解がまだまだできていないと思うんですよね。なので、やっぱりそのところは、もう少し時間をかけて審議していくということで私は時間をかけるということに意見を述べさせていただきます。

○戸上 健委員長 わかりました。

他にございませんか。

中世古委員。

○中世古 泉委員 私もこの話聞いて、今、議長が作為的に席を抜けるという、作為という形になるのが、私はどうもこれは抜け道みたいで何か、言い方悪いですが、詐欺みたいな感じになってしまって、何か腑に落ちません。何か、おるのに、じゃ、出ていって、故意に出るわけだから、ちょっとこれは、それやったら違う形ではっきり宣言して、これこれこういう理由でと言うて、宣言してもらったほうが腑に落ちるというか、と私は思いました。

以上です。

○戸上 健委員長 小委員会でも、交代するときは、議長がきちんと副議長と交代しますという形にして交代するんだということは確認しておるんです。作為的というふうなこそくな手段をとろうというようなことは全然考えておりません。

そして、先ほど河村委員と浜口一利委員がおっしゃったように、小委員会としては、副議長にもっと、新たな言葉でいえば、修行を積んでもらうと。そして大いに成長してもらおうと。そういうことが、チーム鳥羽市議会としてもパワーアップになっていくんじゃないかと。だから、大いにもっと副議長を活用しようじゃないかというその一つとして、今の一般質問の2日目に議長席についてもらおうということが出たわけです。

しかし、事務局が調べてもらいましたら、さまざま制約もあるということですので、きょうはちょっと結論出ないと思います。きょう開いていただいたのは、この10日の一般質問で、11日目はもうやってもらおうと、きょう結論して。そういうふうにとちょっと僕らも急ぎましたものでこういうことになりましたけれども、国会でも、衆参でも、議長が全体差配しつつ、2日目というか、野党の質問のときは副議長が差配しています。そういういわば慣例のようなものができております。三重県議会も、全国の議会改革のトップグループですけれども、そこでもこういうことをやっておりますもので、さまざまな地方自治法や会議規則での制約はあるかと思うんですけれども、鳥羽市議会として新たな方向性というのはやっぱり考えていってもいいんじゃないかというように思います。

また小委員会でもっともんで、いろんな法的なものもクリアして、単に南川さんおっしゃったように、弾力

的に、ちょっと言葉が過ぎましたけれども、そうやなしに、ちゃんとこういうふうにならなくて済むようにしたいというふうに思います。じゃ、それでよろしいでしょうか。もう一度、小委員会でもんで。

河村さん。

○河村 孝委員 小委員会のメンバーはわかっているんですけども、決して今回の話は、副議長が俺がやりたいやりたいというふうに言うて出てきた話ではないと。本人は言いにくいやろうから、これちゃんと皆さん認識しておいてください。何か改革をする上で、議会として一歩でも二歩でも前に進めるためにという前向きな話からみんなで出た話なので、それだけご了承ください。

以上です。

○戸上 健委員長 今は山本さんが副議長ですけども、また2年先、河村さんになるか、若手が抜擢されるか、だんだん変わってくるわけで、皆さんがやっぱりその役職を体験して、絶対にレベルアップしていくということは非常に大事なんじゃないかというふうに思います。ですので、もう一遍、小委員会でもさせていただきます。

ほかに、河村さん、尾鷲のやつ、ちょっとほかの案件で提案していただけますでしょうか。

○河村 孝委員 これも今、小委員会でもんでいる話なんですけど、私が提案させてもらって、以前、坂倉広子議員から、委員会の所管のあり方についてお話しがあったと思うんです。今回も、幼稚園と保育所で両方の委員会にまたぐようなちょっと複雑な委員会の話があって、私としては小委員会に、委員会もう一本でいいのではないかなというような提案をさせてもらっています。その中で、近くで尾鷲市議会さんが、もう委員会一本でやっているという話を聞きまして、委員会ではなかなかちょっと行けないんで、もう予算がないんで、ちょっと事務局と調整しながら、自分たちの政務活動費を使って、一遍それも見にいきたいなと私個人的には思っています。もしバラバラと行っても向こうさんも困る話なので、興味がある方がいれば一緒に尾鷲に話を聞きにいこうかなというふうに思うんで、もしそういう方がいれば、人数まとまって行きたいと思うんですけども、その辺をちょっと皆さんでお話ししていただければと思います。

○戸上 健委員長 河村さんの提案ですけども、結構なことじゃないかというふうに思うんですけども、ご意見おありでしょうか。

進めるということで、河村さんを中心に事務局と一緒に協議していただいて、河村さんの音頭でちょっと案件進めていただけますか。それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○戸上 健委員長 ほかにありますか。

事務局、どうぞ。

○中山書記 すみません、1点よろしいでしょうか。

ことしの議員研修会なんですけど、高沖先生に来ていただくことになりまして、皆さんにはメールで事前に送らせていただいておりますが、10月7日に来ていただくことになりましたので、よろしく願いいたします。また、テーマは小委員会のほうでも詰めてまいりますし、また意見があれば事務局のほうですとか、委員長、副委員長のほうへ言うていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○戸上 健委員長 事務局、段取りありがとうございました。ごやっかいかけました。
他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○戸上 健委員長 ご協議いただく案件は以上です。

ないようですので、これをもちまして議会改革推進特別委員会を終わります。
お疲れさまでした。

(午後 5時02分 閉会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年9月4日

議会改革推進特別委員長 戸 上 健